

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第50号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第14号」を「第12号」に改め、同条第2号中「限る。）」の右に「、同表(3)の項に掲げる手数料（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。）」を加え、「、市税事務所支所」を削り、同条第3号中「又は」を「、」に改め、「事項に係るものに限る。）」の右に「又は京都市租税特別措置法関係手数料条例別表第2(6)の項に掲げる手数料」を加え、同条第4号中「市税事務所支所」を「市税事務所納税室」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条第10号中「、市税事務所支所」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第11号を第9号とし、第12号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和元年10月15日から施行する。

(会計室)